

## ○学校における緑化活動について

〔昭和35年4月12日 35林野政第2154号〕  
林野庁長官より各営林局長あて

〔最終改正〕平成15年10月1日 15林国業第104号

この件について、今回別紙のとおり文部、農林両次官より各都道府県知事及び同教育委員会あて通達されたが、その趣旨によつて下記留意の上学校部分林の設定について充分協力されたい。

- 1 学校分収造林を設定することができる学校は、地方公共団体、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（以下「学校設置会社」という。）又は同法第13条第2項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（以下「学校設置非営利法人」という。）が設置する小学校、中学校及び高等学校とする。
- 2 契約の相手方は、公立学校については、地方公共団体（教育委員会に当該事務が委任されている場合は、教育委員会でも差し支えない。）私立学校については、当該学校法人、学校設置会社又は学校設置非営利法人とする。
- 3 契約の相手方による造林、保育及び保護義務の履行だけでは不十分と認められる場合は、契約の相手方の負担において、地元森林組合、林業事業体等に依頼する等適正な管理について指導するものとする。
- 4 対象地の選定に当たつては、学校の所在地の関係から生徒等の宿泊が必要と認められる場合はその可能性に配慮するとともに、森林レクリエーションを享受できるように努めるものとする。
- 5 1校について経営する標準面積は、従前のとおり、高等学校にあつては生徒100人につき3陌、中学校にあつては生徒100人につき2陌、小学校にあつては5年以上の生徒100人につき1陌とし、その保有する面積は、過去の実施結果等から見て、おおむね高等学校にあつては30陌、中学校にあつては20陌、小学校にあつては10陌を眼度とする。  
ただし、この標準は教育活動として必要と認められる程度であつて、当該地方における国有林野の占める割合、生徒数の多少、および地域社会の事情等を勘案して増減して差支えない。
- 6 学校分収造林の国有林野の管理経営に関する法律第10条に規定する収益分収の割合は、国100分の20、学校100分の80（北海道にあつては国100分の10、学校100分の90）とする。

7 森林管理局長（森林管理局長が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）、森林管理署長又は支署長（以下「森林管理署長等」）は、学校分収造林の経営について、新植および保育等の段階においては、できるかぎり具体的に技術指導を行うとともに、不成績造林地については、特にこれを検討し、成績の向上を図るよう指導するものとする。

## 別紙

同 件（通達）

昭和35年2月29日  
文初職第111号，林野指第1244号  
文部事務次官，農林事務次官より各都  
道府票知事，各都道府県教育委員長あ  
て

学校における緑化活動は，従来学校教育活動の一環として行なわれ，その効果はきわめて大きいものがありました。今後これを永続的活動として実施するため，別紙のとおり学校植林および学校環境緑化に関する実施要項を定めました。

これらの実施については，緑化活動の意義をじゅうぶん認識させ，ひいては森林資源の確保，国土の美化保全に資するよう格別の御配慮をお願いします。

（別紙）

### 学校植林実施要領

#### 1 趣 旨

学校植林は，学校が，教育の一環として，学校林を経営管理する活動であつて，この活動を通じて教育的効果を高めるとともに，森林資源の確保と国土の保全に資することを目的とする。

#### 2 実施主体

小学校，中学校および高等学校は，地方公共団体，関係国家機関，関係諸団体等の協力を得て学校植林を行なう。

#### 3 方 法

##### (1) 実施計画

学校植林は長期にわたり実施するものであるから，関係諸機関，団体等の協力を得て周到な実施計画を立てるものとする。この場合，地域の実情，植林地の状況，学校規模，期待し得る協力の程度等に応じて，学校ごとに妥当な実施時期，造林面積，樹種等を定めるようじゅうぶん検討を加え教育上効果があがるように留意する。

##### (2) 造林地のあつせん

国有地については，所轄の森林管理局署がこれに協力する。公有地および民有地については相互の協議によるが，都道府県知事においても都道府県教育委員会と協議の上適時あつせんするものとする。

##### (3) 契 約

学校管理者は，土地所有者と分収契約を行なうものとするが，契約には，国有林野

については国有林野の管理経営に関する法律の規定に基づき、公有林および民有林については国有林野の場合に準じ、契約期間、収益の分収率、その他施業について必要な事項を規定する。

(4) 収益の処分等

学校管理者は、学校林の運営ならびに収益の処分についてあらかじめ当該学校と協議し、その収益が当該学校にかかる経費に充当することができるよう措置する。

(5) 実施上の留意事項

ア 実施にあたっては、教育活動の限度を越えて児童生徒に過大の負担を強いることにならないように注意し、安全および保健にもじゅうぶん配慮する。

イ 実施にあたっては、場合によれば育苗もあわせ行ない、特に植付後の保育管理に重点を置く等、統一ある施業を行なうものとする。

なお、苗木については、国および都道府県において優先的にあつせんする。

## 学校環境緑化実施要項

### 1 趣 旨

学校環境緑化（以下単に下「環境緑化」という。）は、学校が、教育の一環として学校およびその周辺に草木を植栽し、管理する活動であつて、望ましい教育環境を整備し、あわせて児童生徒の学習活動に資することを目的とする。

### 2 実施主体

小学校、中学校および高等学校は、地方公共団体、関係国家機関、関係団体等の協力を得て、教職員および児童生徒の活動を中心として環境緑化を行なう。

### 3 方 法

#### (1) 実施計画

環境緑化は継続的な事業であるから、単に年度内の計画だけでなく、長期の年次計画を立てることが望ましい。

また、児童生徒の自発的な活動を中心に計画することはもちろん望ましいが、事業の性質上、父兄や地域社会の協力は欠くことのできないものである。したがって、計画を立てるにあたっては、これらの協力を得られるような態勢を作るよう配慮する必要がある。

#### (2) 環境緑化の実施

環境緑化は、次のような内容を含むものであるが、相互に関連するものであるから、全体として統一ある、総合的なものでなければならない。

ア 教育環境の整備のための環境緑化

並木、植込、泉水、花壇、芝生、日よけ、風よけのための植樹等

イ 学習活動としての環境緑化

学級園、融材園、見本林、水生植物園、薬草園等

(3) 実施上の留意事項

- ア 教育活動の限度を越えて児童生徒に過重な負担をかけることのないよう注意する。
- イ 指導にあたっては、児童生徒の創意と自主的な活動を促すよう留意する。